

令和8年4月定例会 教育長報告

行 事 表	
3月31日(火)	退職者辞令交付式 (本庁舎 大会議室)
4月 1日(木)	教育委員会職員辞令交付式 (本庁舎 会議室5)
4月 9日(木)	令和8年度能代市校長会総会 (淳城南小学校)
〃	令和8年度能代市山本郡校長会総会 (淳城南小学校)
〃	令和8年度能代山本教育研究会総会 (淳城南小学校)
4月15日(水)	令和8年度能代市小・中学校教頭会総会 (能代市中央公民館)
4月16日(木)	第77回東北都市教育長協議会定期総会、研修会 (～17日 青森県八戸市)
4月20日(月)	第1回能代市スポーツ推進委員会 (能代市東部公民館)
4月22日(水)	教育委員会定例会 (本庁舎 会議室9・10)
〃	令和8年度第1回分館長・主事補会議 (能代市二ツ井公民館)
5月 3日(日)	第39回能代カップ高校選抜バスケットボール大会 (～5日 NODENアリーナ)
5月 7日(木)	第32回きみまちの里フェスティバル実行委員会総会 (能代市二ツ井公民館)
5月14日(木)	全国都市教育長協議会定期総会、研究大会 (～15日 高知県高知市)
5月18日(月)	校長人事評価面談 (二ツ井町庁舎 庁議室)
5月21日(木)	教育委員会委員辞令交付式 (本庁舎 市長応接室)
〃	第50回全国高等学校総合文化祭 第3回秋田県実行委員会 (あきた芸術劇場 ミルハス)
5月22日(金)	能代山本租税教育推進協議会 (能代税務署)
〃	校長人事評価面談 (二ツ井町庁舎 庁議室)
5月26日(火)	能代市献花式 (大森慰霊碑)
5月28日(木)	教育委員会定例会 (本庁舎 会議室9・10)

承認第2号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和8年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次の案件について市長からの意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

二ツ井中学校体育館屋根からの落雪による近隣住宅の窓ガラス及び障子枠損傷事故により発生した損害賠償の額を定め和解することについての市長の専決処分に同意することについて

3 臨時代理年月日

令和8年3月24日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月24日

能代市長 齊藤 滋 宣

- 1 損害賠償の相手方 能代市二ツ井町字下野132番地
佐藤 万 枝
- 2 損害賠償の額 38,526円

専決処分した損害賠償の額を定め和解することの報告について（報告第 号）

令和8年2月4日に、能代市二ツ井町字下野地内において発生した事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により報告するものです。

1 事故の概要

二ツ井中学校体育館屋根からの落雪が近隣住宅内になだれ込み、近隣住宅の窓ガラス及び障子枠各1枚を破損した。

2 損害賠償の相手方 能代市二ツ井町字下野132番地
佐藤万枝

3 損害賠償の額 38,526円（過失割合10割）

4 専決年月日 令和8年3月24日

なお、損害賠償金は、その全額が全国市長会学校災害賠償補償保険の保険金で支払われます。

承認第3号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和8年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

専決事務の範囲の拡大及び専決者等の整理に伴い、所要の改正をするものである。

3 臨時代理年月日

令和8年4月1日

能代市教育委員会訓令第3号

庁中一般・関係各所

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務決裁規程（平成18年能代市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ほか、」の次に「教育委員会及び」を加え、「行政事務」を「事務」に改める。

第2条第1号中「教育長」を「教育委員会、教育長」に改め、同条第2号中「、施設長」を削り、「教育長」を「教育委員会又は教育長」に改める。

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び能代市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成18年能代市規則第6号）第2条の規定により教育委員会に委任された市長の権限に属する事務については、能代市事務決裁規程（平成18年能代市訓令第1号）の規定を準用し、専決処理させるものとする。この場合において、同訓令別表第1各表に定める専決者に係る規定については、次の表の左欄に掲げる者を、それぞれ同表の右欄に掲げる者に読み替えて適用するものとする。

能代市事務決裁規程に定める専決者	読み替え後の専決者
副市長	教育長
課長	課長（能代教育事務所長、教育研究所長、学校給食センター所長、二ツ井図書館長及び子ども館長を含む。）・校長

施設長	地区公民館長
係長	係長（室の事務にあつては室長とし、サン・ウッド能代所長及び文化財資料収蔵庫所長を含む。）

第8条第4項中「図書館長」を「二ツ井図書館長」に改め、「以下」及び「（室の事務にあつては、室長。次項において同じ。）」を削り、同条第5項中「主管係長（室の事務にあつては、室長補佐又は副室長）」を「主管係長（室の事務にあつては室長とし、サン・ウッド能代所長及び文化財資料収蔵庫所長を含む。別表において同じ。）又は副所長」に改める。

別表各職位の専決区分表1庶務関係の表専決事項の部及び2服務（人事）関係の表専決事項の部中「地区公民館長・施設長」を「地区公民館長」に改め、同表時間外勤務命令等の項第5号中「前号」を「前2号」に改める。

別表各職位の専決区分表2服務（人事）関係の表中

「

職員手当	1 次長及び課長等の職員手当に係る届出の確認	○				
	2 課、施設及び教育機関所属職員の職員手当に係る届出の確認		○	○		
	3 職員手当に係る届出の認定					教育総務課長
	4 職員の児童手当及び子ども手当に係る届出の認定					教育総務課長
非常勤職員等	1 非常勤職員の任用の決定及び社会保険の認定申請					教育総務課長
	2 非常勤職員の有給休暇の時季変更及び欠勤の届出受理		○	○		

を

」

「

職員手当等	1 職員手当に係る届出の認定					教育総務課長
	2 職員の児童手当に係る届出の認定					教育総務課長
会計年度任用職員	1 会計年度任用職員の任用の決定及び社会保険の認定申請					教育総務課長

に

	2 会計年度任用職員の有給休暇の時季変更及び欠勤の届出受理		○	○		
--	-------------------------------	--	---	---	--	--

」

改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

項に規定する表中の特定専決者に専決処理させるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、当該事務の内容が専決事項と同程度と判断されるものは、前2項の規定に準じて専決することができる。
(専決の制限)

項に規定する表中の特定専決者に専決処理させるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び能代市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成18年能代市規則第6号)第2条の規定により教育委員会に委任された市長の権限に属する事務については、能代市事務決裁規程(平成18年能代市訓令第1号)の規定を準用し、専決処理させるものとする。この場合において、同訓令別表第1各号に定める専決者に係る規定については、次の表の左欄に掲げる者を、それぞれ同表の右欄に掲げる者に読み替えて適用するものとする。

能代市事務決裁規程に定める専決者	読み替え後の専決者
副市長	教育長
課長	課長(能代教育事務所長、教育研究所長、学校給食センター所長、二ツ井図書館長及び子ども館長を含む。)・校長
施設長	地区公民館長
係長	係長(室の事務にあたっては室長とし、サン・ウッド能代所長及び文化財資料収蔵庫所長を含む。)

4 前3項に規定するもののほか、当該事務の内容が専決事項と同程度と判断されるものは、前3項の規定に準じて専決することができる。
(専決の制限)

第5条～第7条 略

(不在代決)

第8条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決することができる。

2 前項の場合において、部長が不在のときは、主管課長がその事務を代決することができる。

3 前項の場合において、次長も不在のときは、主管課長がその事務を代決することができる。

4 課長（能代教育事務所長、教育研究所長、学校給食センター所長、図書館長を含む。以下別表において同じ。）が不在のときは、課館所内における課長補佐（室の事務にあつては、室長。次項において同じ。）、館長補佐又は所長補佐がその事務を代決することができる。

5 前項の場合において、課長補佐、館長補佐又は所長補佐も不在のときは、主管係長（室の事務にあつては、室長補佐又は副室長）がその事務を代決することができる。

第9条～附則 略

別表（第4条関係）

各職位の専決区分表

1 庶務関係

【別記1 参照】

2 服務（人事）関係

【別記2 参照】

第5条～第7条 略

(不在代決)

第8条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決することができる。

2 前項の場合において、部長が不在のときは、主管課長がその事務を代決することができる。

3 前項の場合において、次長も不在のときは、主管課長がその事務を代決することができる。

4 課長（能代教育事務所長、教育研究所長、学校給食センター所長、二ツ井図書館長を含む。以下別表において同じ。）が不在のときは、課館所内における課長補佐
、館長補佐又は所長補佐がその事務を代決することができる。

5 前項の場合において、課長補佐、館長補佐又は所長補佐も不在のときは、主管係長（室の事務にあつては室長とし、サン・ウッド能代所長及び文化財資料収蔵庫所長を含む。以下別表において同じ。）又は副所長がその事務を代決することができる。

第9条～附則 略

別表（第4条関係）

各職位の専決区分表

1 庶務関係

【別記1 参照】

2 服務（人事）関係

【別記2 参照】

【別記2】

改正前

専決事項		専決区分				
		部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
時間外勤務命令等	1 次長及び課長等の時間外勤務及び休日勤務の命令及び確認、週休日の振替並びに休日の代休日の指定	○				
	2 課、施設及び教育機関所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令、主休日の振替並びに休日の代休日の指定（配当予算の範囲内に限る。）		○			
	3 課長補佐等及び学校所属職員の時間外勤務及び休日勤務の確認		○			
	4 係長の時間外勤務及び休日勤務の確認		○	○		
	5 課及び施設所属職員（前号に掲げる職員を除く。）の時間外勤務及び休日勤務の確認			○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職員手当	1 次長及び課長等の職員手当に係る届出の確認	○				
	2 課、施設及び教育機関所属職員の職員手当に係る届出の確認		○	○		
	3 職員手当に係る届出の認定					教育総務課長
	4 職員の児童手当及び子ども手当に係る届出の認定					教育総務課長
非常勤職員等	1 非常勤職員の任用の決定及び社会保険の認定申請					教育総務課長
	2 非常勤職員の有給休暇の時季変更及び欠勤の届出受理		○	○		

【別記2】

改正後

専決事項		専決区分				
		部長	課長・校長	地区公民館長	係長	特定専決者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
時間外勤務命令等	1 次長及び課長等の時間外勤務及び休日勤務の命令及び確認、週休日の振替並びに休日の代休日の指定	○				
	2 課、施設及び教育機関所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令、主休日の振替並びに休日の代休日の指定（配当予算の範囲内に限る。）		○			
	3 課長補佐等及び学校所属職員の時間外勤務及び休日勤務の確認		○			
	4 係長の時間外勤務及び休日勤務の確認		○	○		
	5 課及び施設所属職員（前2号に掲げる職員を除く。）の時間外勤務及び休日勤務の確認			○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職員手当等	~~~~~	~~~~				
	~~~~~		~~~~	~~~~		
	1 職員手当に係る届出の認定					教育総務課長
2 職員の児童手当及び子ども手当に係る届出の認定					教育総務課長	
会計年度任用職員	1 会計年度任用職員の任用の決定及び社会保険の認定申請					教育総務課長
	2 会計年度任用職員の有給休暇の時季変更及び欠勤の届出受理		○	○		



議案第19号

能代市学校運営協議会委員の任命について

能代市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成26年能代市教育委員会規則第1号）第5条第1項の規定により、能代市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命する。

令和8年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市学校運営協議会委員を新たに任命しようとするものである。



## 能代市学校運営協議会委員名簿

任期 任命の日から令和9年3月31日まで

学校名	氏名	所属等	備考
淳城西小学校 能代第一中学校	小嶋雅人	元能代第一中学校PTA会長	再任
	櫻田隆雄	風の松原に守られる人々の会会長	再任
	佐藤克	元能代第一中学校長	再任
	梅田佳洋	元能代第一中学校PTA会長	再任
	千羽正人	地域学校協働活動推進員	再任
	後藤健二	元能代第一中学校PTA会長	再任
	上田奈津子	元能代第一中学校PTA副会長	再任
	佐藤大介	元能代第一中学校体育文化後援会副会長	再任
	近野園子	能代第一中学校PTA副会長	再任
	安部芳幸	淳城西小学校長	再任
	田崎雅則	能代第一中学校長	再任
淳城南小学校 能代第二中学校	五十嵐馨	淳城南小学校同窓会長	再任
	小玉一典	元淳城南小学校PTA会長	再任
	金平正行	元淳城南小学校PTA会長	再任
	平川敬悦	元淳城南小学校PTA会長	再任
	三澤弘文	民生委員児童委員	再任
	菊谷明	能代市職員	再任
	伊藤匡子	外国語教育コーディネーター	再任
	佐藤幸樹	第四小学校同窓会長	再任
	田中修平	第四小学校PTA会長	新任
	渡辺智仙	元能代第二中学校PTA会長	再任
	矢田部瑞穂	淳城南小学校長	再任
	湊正人	第四小学校長	再任
	野村誠	能代第二中学校長	再任

学校名	氏名	所属等	備考
第四小学校	三澤弘文	民生委員児童委員	再任
	菊谷明	能代市職員	再任
	伊藤匡子	外国語教育コーディネーター	再任
	佐藤幸樹	第四小学校同窓会長	再任
	田中修平	第四小学校PTA会長	新任
	須田靖正	南部公民館長	新任
	平川巖	能代南中学校同窓会長	再任
	永塚光子	民生委員児童委員	再任
	藤田正幸	芝童森自治会長	再任
	湊正人	第四小学校長	再任
第五小学校 能代東中学校	渡部剛	前第五小学校長	新任
	武田呈	東能代幼稚園副園長	新任
	戸松郁子	元能代東中学校評議員	再任
	保坂千晴	元第五小学校PTA会長	再任
	渡辺和吉	鶴形まちづくり協議会長	再任
	谷内直毅	前能代東中学校長	再任
	三浦佑介	前能代東中学校PTA会長	再任
	佐藤正人	東能代郵便局長	再任
	伊藤竜佑	第五小学校PTA会長	新任
	山本智加子	能代東中学校PTA会長	新任
	原田大	第五小学校長	新任
	石川雅道	能代東中学校長	再任
向能代小学校 東雲中学校	佐藤敬顕	学識経験者(元校長)	再任
	浅理雷三	元東雲中学校評議員	再任
	佐藤信也	向能代百煉会会長	再任
	鈴木義美	鳥形奴踊り指導者	再任
	見上淳子	主任児童委員	再任
	板倉和也	東雲中学校地域学校協働活動推進員	再任
	佐藤雄樹	東雲中学校PTA会長	再任

学校名	氏 名	所 属 等	備考
	三 熊 孝 光	向能代小学校P T A会長	新任
	工 藤 絵里奈	東雲中学校P T A副会長	再任
	田 中 洋 輔	向能代小学校P T A会長	再任
	佐 藤 政 彦	東雲中学校長	再任
	大 高 智 久	向能代小学校長	再任
浅内小学校 能代南中学校	浅 野 士 郎	元能代南中学校評議員	再任
	平 川 巖	能代南中学校同窓会長	再任
	須 田 靖 正	南部公民館長	新任
	永 塚 光 子	民生委員児童委員	再任
	藤 田 正 幸	芝童森自治会長	再任
	原 田 千代子	主任児童委員	再任
	大 塚 義 道	浅内連合自治会長	再任
	保 坂 智 之	浅内小学校地域学校協働活動推進員	再任
	原 田 正 胤	元浅内小学校P T A副会長	再任
	金 谷 賢	浅内小学校P T A会長	新任
	畠 山 芳	能代南中学校長	再任
	藤 田 元 之	浅内小学校長	新任
	二ツ井小学校 二ツ井中学校	藤 田 隆	二ツ井公民館長
菊 池 徳 美		二ツ井地区民生委員児童委員	再任
小 玉 綾 子		二ツ井小学校P T A会長	新任
成 田 潤 哉		二ツ井中学校P T A会長	新任
淡 路 智 弘		二ツ井小学校スポ少親の会代表	再任
最上谷 香奈子		二ツ井こども園長	新任
成 田 弘 子		ふたつい女性連合会長	再任
金 野 幸 子		二ツ井地区更生保護女性会長	再任
菊 池 豊		二ツ井小学校同窓会長	再任
瀧 川 宗 一		地域学校協働活動推進員	新任
中 田 春 輝		二ツ井小学校長	再任
堀 江 岳 志		二ツ井中学校長	再任



議案第20号

能代市教育支援委員会委員の任命について

能代市教育支援委員会規則（平成18年能代市教育委員会規則第15号）第3条第2項の規定により、能代市教育支援委員会委員を次のように任命する。

令和8年4月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育支援委員会委員名簿

任期 任命の日から令和8年10月31日まで

氏名	所属等
佐藤 香代子	能代支援学校長
船山 真生	山本出張所指導主事
今野 朋実	能代福祉事務所長（本務：能代市企画部長）

提案理由

能代市教育支援委員会委員佐藤圭吾、鎌田亜希子、関俊英の退任に伴い、新たに任命しようとするものである。



議案第 2 1 号

能代市公民館活動協力員の委嘱について

能代市公民館の管理運営に関する規則（平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 2 4 号）  
第 1 8 条第 4 項の規定により、能代市公民館活動協力員を別紙のとおり委嘱する。

令和 8 年 4 月 2 2 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

能代市公民館活動協力員を新たに委嘱しようとするものである。



任 期 令和 8年5月 1日から  
令和10年4月30日まで

地 区	氏 名	備 考
東部地区	中 川 春 夫	再 任
	鵜 木 俊 美	再 任
	藤 原 道 子	再 任
	大 倉 恵 吏	再 任
	佐 藤 なほみ	再 任
	保 坂 信 子	再 任
	保 坂 正 子	再 任
南部地区	石 川 ひ ろ	再 任
	桂 田 ぬみ子	再 任
	小 川 恵 子	再 任
	畠 山 圭 子	再 任
	大 塚 與志治	再 任
	袴 田 恒 雄	再 任
向能代地区	赤 塚 カネ子	再 任
	田 森 明	再 任
	大 高 順 造	再 任
	岸 部 百合子	再 任
	山 田 昌 子	再 任
檜山地区	梶 原 啓 子	再 任
	渡 部 まゆみ	再 任
	内 田 麻里子	再 任
	畠 山 百合子	新 任
	吉 岡 広 勝	新 任
鶴形地区	渡 邊 敏 雄	再 任
	小 林 千鶴子	再 任
	佐々木 徳 子	再 任
	小 林 公 子	再 任
	高 橋 説 子	新 任
常盤地区	山 崎 久 敏	再 任
	高 田 一 志	再 任
	佐 藤 薫	再 任
	畠 山 睦 子	再 任
	鈴 木 文 子	再 任



議案第 2 2 号

能代市二ツ井公民館分館運営委員の委嘱について

能代市公民館の管理運営に関する規則（平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 2 4 号）第 1 8 条第 4 項の規定により、能代市二ツ井公民館分館運営委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 4 月 2 2 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市二ツ井公民館分館運営委員名簿

任期 令和 8 年 5 月 1 日から  
令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

分館名及び役職		氏 名	備 考
二ツ井	運営委員	石 田 明	新 任
		野 呂 和 幸	新 任

提案理由

能代市二ツ井公民館分館運営委員を新たに委嘱しようとするものである。



議案第 23 号

能代市部活動地域展開推進協議会委員の委嘱について

能代市部活動地域展開推進協議会設置要綱第 3 条の規定により、能代市部活動地域展開推進協議会委員を次のように委嘱する。

令和 8 年 4 月 22 日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市部活動地域展開推進協議会委員名簿

任期 令和 8 年 5 月 1 日から  
令和 9 年 5 月 31 日まで

氏 名	所 属 等	備 考
原 田 大	能代市校長会	新 任
石 川 雅 道	能代山本中学校体育連盟	新 任
佐 藤 雄 樹	能代市山本郡 P T A 連合会	新 任

提案理由

能代市部活動地域展開推進協議会委員の矢田部瑞穂、佐藤政彦、成田圭一郎の退任に伴い、新たに委嘱しようとするものである。